

長崎県医師国民健康保険組合 被保険者規則

| | | |
|-------------|-------|------|
| 昭和39年10月 | 1日 | 一部改正 |
| 昭和42年11月10日 | | 同 |
| 昭和59年10月 | 1日 | 同 |
| 平成20年 | 4月 1日 | 同 |

第1条 長崎県医師国民健康保険組規約（以下「規約」という。）第6条による組合員の加入は任意であるが、組合員が加入したときは、その世帯に属する者は法第6条を除きこの組合の被保険者となるものとする。

2. 組合員の世帯に属する者とは、組合員と同一世帯であり、かつ住居も同じで専ら組合員と生計を共にし扶養の義務を負う者で次の範囲とする。

- 一. 配偶者（内縁を含む）
- 二. 直系の尊属及び卑属
- 三. その他社会通念上、扶養の義務を有すると認められる者

3. 前項の加入に際しては、住民票謄本を徴する。

4. 医師組合員と同一世帯にある第2項に該当する者は従業員組合員としない。

第2条 規約第7条による加入資格の審査については下記による。

一. 医師組合員の資格を有する者が同一世帯に2名以上あるときは、その各々が医師組合員となることができる。

二. 医師組合員の資格を有する者が同一医療機関に2名以上あるときは、その各々が医師組合員となることができる。

三. 前条の規定にかかわらず、従業員組合員で現に罹病者の加入は認めない。これがため健康診断書を徴す。

第3条 組合員及びその世帯に属する者の被保険者資格の取得届は、様式第1号によるものとする。

第4条 法第116条該当者があるときは、組合員は様式第2号により該当または非該当の届出をせねばならない。

第5条 被保険者資格の喪失届は、様式第8号によるものとする。

第6条 第3条被保険者資格取得、第5条被保険者資格喪失の届出は届出書日付による。

ただし、届出書日付より受付日が14日を経過している場合はこの限りでない。

第7条 医師組合員が被保険者資格を喪失したときは、その世帯に属する者並びに従業員組合員及びその世帯に属する者は、同時にその資格を喪失する。

2. 前項の規定に関わらず後期医師組合員が、組合員資格を喪失する場合に、当該後期医師組合員に雇用される従業員組合員の組合員資格を継続させることに当該後期医師組合員が同意したときは、当該従業員組合員及びその世帯に属する被保険者は、資格を継続する。

第8条 被保険者の資格に関する届書は、組合の定める様式により、医師組合員を経てこれを行うものとする。

附 則

（施行期日）

1. この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

長崎県医師国民健康保険組合 給付規則

| | | |
|----------|-------|------|
| 昭和42年 | 4月 1日 | 一部改正 |
| 昭和42年10月 | 1日 | 同 |
| 昭和44年 | 4月 1日 | 同 |
| 昭和48年 | 4月 1日 | 同 |
| 昭和49年10月 | 1日 | 同 |
| 昭和57年 | 4月 1日 | 同 |
| 昭和59年10月 | 1日 | 同 |
| 平成6年10月 | 1日 | 同 |
| 平成21年 | 1月 1日 | 同 |
| 平成27年 | 1月 1日 | 同 |
| 令和4年 | 4月 1日 | 同 |

組合が行う保険給付

第1条 この組合が行う国民健康保険における保険給付は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び長崎県医師国民健康保険組規約によるもののほか、この規則の定めるところによる。

他の法令による医療給付

第2条 療養の給付を受ける被保険者が法第56条第1項に該当するに到ったときは、組合員又は被保険者は、その事実を遅滞なく理事長に届出なければならない。

療養の給付制限

第3条 療養の給付を受ける被保険者が法第59条各号に該当するに到ったときは組合員又は被保険者は、その事実を遅滞なく理事長に届出なければならない。該当しなくなったときも、又同様とする。

出産育児一時金の支給

第4条 出産育児一時金は妊娠4箇月以上の生産、死産、流産（人工流産を含む）、早産の事実に基づいて支給する。

2. 双児等の分娩の場合は、その胎児数に応じて出産育児一時金を支給する。

3. 出産育児一時金の支給を受けようとするものは、別紙様式第13号による申請書を理事長に提出しなければならない。

4. 規約第12条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1万2千円を加算する。

葬祭費の支給

第5条 葬祭費の支給を受けようとするものは、別紙様式第14号による申請書を理事長に提出しなければならない。

2. 葬祭費は葬祭を行うものに対し支給するが、受給順位は特別な理由がない限り次の各号による。

- 一. 組合員死亡の場合
配偶者（内縁を含む）
直系卑属
直系尊属
兄弟姉妹

ただし、同順位2人以上あるときは年長者とする。

- 二. 被保険者である家族死亡の場合は組合員とする。

葬祭費加算金の支給

第5条の2 葬祭費加算金の支給を受けようとするものは、別紙様式第18号による申請書を理事長に提出しなければならない。

傷病手当金の支給

第6条 傷病手当金の支給を受けようとするものは、別紙様式第16号による申請書を毎月分について理事長に提出しなければならない。

2. 傷病手当金の支給に関し、特別な事情がある場合は、理事会において支給または不支給の決定をすることができる。
3. 傷病手当金を通算180日受給した医師組合員は、通算180日に達した日から起算して3箇年を経過後、理事会の議決を経て再び、通算180日を限度として1日につき、2,000円を傷病手当金として支給することができる。

高額療養費の支給

第7条 高額療養費の支給を受けようとする者は、別紙様式第17号による申請書を理事長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、昭和39年10月1日から施行する。

(傷病手当金)

1. この規則は、令和4年4月1日から施行する。
2. 改正後の第6条第3項の規定は、「疾病または負傷により業務に従事することができなくなった日」がこの規則の施行日以後である場合について適用し、「疾病または負傷により業務に従事することができなくなった日」がこの規則の施行日前であり、当該疾病または負傷により、改正前規則による傷病手当金の支給を受けたことがあるもので、かつ、その支給日数が通算365日に満たない場合には、令和7年3月31日までに限り、なお改正前規則を適用する。

長崎県医師国民健康保険組合 組合会議規則

第1章 総 則

第1条 議員の席次は議長が定め、任期の期間これを据え置く。

2. 補欠議員の席次は前任者の席次とする。

第2条 議員の着席は適宜の合図を以って知らせる。

第3条 事務長は、事務局による出席の受付を確認し、出欠議員数を議長に報告する。

第4条 議長は出席議員が法定数（議員定数の半数以上、施行令第13条）に達し会議を開くときは開議の旨を宣告しなければならない。

第5条 議長は議事録署名者2名を指名しなければならない。

第6条 議長は必要があると認めるときは、会議に付した議案又は報告書を事務長に朗読させる。

第7条 会期を定めて招集した会議にあっては、議長は次の日の会議日程及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。

2. 会議日程を定めた事件で当日開議することができないとき、又その事件の会議が終わらないときは更に会議日程を定め、これを会議に報告しなければならない。

第8条 この規則の疑義、その他会議中議題外に起こった事件は議長がこれを決定する。

ただし、議長において重大であると認める事件は会議に諮りこれを決定することができる。

第9条 議案中特に審議を必要とするものがあるときは、議長は会議に諮り、または会議の決議により委員を互選して、これを審議させることができる。

2. 前項により委員会に付議したときは、その報告をまとめて会議に付する。

第2章 議決事項

第10条 組合会は法第27条に定める次の各号について議決しなければならない。

- 一. 規約の変更
- 二. 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
- 三. 収入支出予算
- 四. 決算
- 五. 予算を以って定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約
- 六. 準備金その他重要な財産の処分
- 七. 訴訟の提起および和解
- 八. 前各号に掲げる事項のほか、規約で組合会の議決を経なければならないものと定めた事項

2. 前項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項の議決は、県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第11条 組合会は法第28条第2項により臨時組合会を招集されたときは、これを議決しなければならない。

第12条 組合会は規約第28条による特別積立金の繰替使用について、これを議決しなければならない。

第13条 組合会は規約第33条による議員提案事項について、これを議決しなければならない。

第14条 組合会は規約第46条による役員解任の議決をしなければならない。

第3章 動議及び建議

第15条 動議は他に2人以上の賛成者がなければこれを議題としない。

第16条 建議案を提出しようとするときは、規約第33条により出席した議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

ただし、事件の簡単なものは議長の許可を得て議場においてこれを述べることができる。

第17条 議案となった動議又は建議を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

第18条 動議及び建議で可決せられたものは、その会期中に再びこれを提出することはできない。

第4章 発言及び討論

第19条 議長において開議を宣言しない間は、議員は発言することができない。

第20条 議員が発言しようとするときは、起立して議長と呼

び自己の席次番号を告げ、議長の許可を受けなければならない。

2. 2人以上同時に発言を求めたときは、議長はその1人を指名して発言させなければならない。この場合においては、議員の発言の前後につき異議を申し立てることはできない。

第21条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちにこれを許可しなければならない。

ただし、これがための議員の発言を中止せしむることはできない。

第22条 討論は議題外にわたることはできない。

2. 議員の討論が冗長にわたり、又は不必要な論議と認められるときは、議長はこれを制止することができる。

第23条 討論が未だ終わらなくても、議長において既に論議が尽きたと認めたときは討論の終局を宣言することができる。

第5章 採決

第24条 否決の動議は修正動議に先立ち採決しなければならない。

第25条 修正の動議は原案に先立ち採決しなければならない。

第26条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。

第27条 議長において採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告しなければならない。

2. 前項の宣言後においては、その議題については議員は発言することができない。

第28条 会議に列席した議員は、採決する議題について可否を表明しなければならない。

第29条 表決の方法は議長の定めるところによる。

第30条 議長は採決の結果を宣告しなければならない。

第6章 秩序

第31条 議員が招集に応ずることができず、又は招集に応じたが会議に出席することができないときは、定刻前にその事由を議長に届出なければならない。

第32条 会議中にこの規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場外に退去を命ずることができる。

第33条 議場が喧騒し、そのため整理し難いときは、議長は当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

第7章 傍聴

第34条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、被保険者であることを証するに足る書面を事務長に提示して、その確認を得て入場しなければならない。

ただし、議長の承認を受けたときは、この限りでない。

第35条 傍聴人は静粛を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり、又は談話喧騒その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。

第36条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは傍聴人は退場しなければならない。

第37条 傍聴人は前3条のほか、すべて議長および係員の指示に従わなければならない。

第8章 会議録

第38条 事務長は会議に出席し、概ね下記事項について議事録を作成しなければならない。

- 一. 開会の日時場所
- 二. 議員の定数
- 三. 出席した議員の数
- 四. 欠席議員の番号及び氏名
- 五. 会議の要領
 - (イ) 報告事項とこれに対する質疑
 - (ロ) 議案の説明
 - (ハ) 討議採決の様相
- 六. 議決した事項及び賛否の数

第39条 会議録には議長および当日指名された議員が署名しなければならない。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

長崎県医師国民健康保険組合 事務分掌規則

昭和39年10月 1日 一部改正
昭和42年 4月 1日 同

第1条 組合の事務は庶務、会計、業務に区分する。

第2条 庶務は下記の事務を掌る。

- (1) 職員の監守に関する事項
- (2) 文書に関する事項
- (3) 人事に関する事項
- (4) 職員の福祉厚生に関する事項
- (5) 契約及び登記に関する事項
- (6) 組合規約に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 公示並びに広報に関する事項
- (9) 事務所の管理に関する事項
- (10) その他管掌に属しない事項

第3条 会計は下記の事務を掌る。

- (1) 予算、決算に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) 諸給与に関する事項
- (4) 物品購入に関する事項
- (5) 保険料徴納に関する事項
- (6) 診療費支払に関する事項

第4条 業務は下記の事務を掌る。

- (1) 被保険者資格に関する事項
- (2) 被保険者証の発行並びに回収に関する事項
- (3) 保険料収入調定に関する事項
- (4) 診療費請求書の点検に関する事項
- (5) 保険給付の記録に関する事項
- (6) 統計並びに報告に関する事項
- (7) その他業務に関する事項

附 則

(施行期日)

1. この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

長崎県医師国民健康保険組合 会計事務規則

昭和39年10月 1日 一部改正

第1条 この組合の会計事務は法令その他別段の規定のある場合を除くほか、この規則によりこれを処理しなければならない。

第2条 この組合に下記の帳簿を備える。

- 一. 歳入簿
- 二. 歳出簿
- 三. 現金出納簿
- 四. 収入原簿
- 五. 収入調定簿
- 六. 物品購入簿
- 七. 財産台帳
- 八. 備品台帳

2. 前項第一号ないし第六号の帳簿は、会計年度ごとにこれを調製する。

第3条 収入は納入告知書によってこれをしなければならない。ただし、納入告知書を発することのできないものについては収入調書を作成しなければならない。

第4条 収入した納入告知書および前条ただし書きの規定による収入調書は、即日これを種目ごとに区分し、収入集計表を附さなければならない。

第5条 督促の様式は別に定める。

第6条 支出を要するときは、理事長（常務理事）はその請求書に、請求書のないものは支出調書を作成し、これに款項種目を朱書きし調印しなければならない。

ただし、請求書で種目の同じものにあつてはこれを集合し、支出調書により支出してもよい。

第7条 支出したときは、領収書を徴しなければならない。ただし郵便切手、収入印紙等の類で領収書を徴することのできないものについてはこの限りではない。

2. 前項の場合にあつては、理事長（常務理事）が支出証明をしなければならない。

第8条 仮払は清算書を徴しなければならない。

第9条 会計に関する諸帳簿書類の記載事項につき、訂正、挿入又は削除しようとするときは、二線を劃してその右側又は上位に正書きし、その削除にかかる文字は明らかに読むことができる字体を残さなければならない。

第10条 歳入簿、歳出簿、現金出納簿、その他計算の連続する帳簿に誤記を発見したときは、最終記帳の次にその事由を記載して計算を更正し、その誤記の箇所には計算を更正した年月日を朱書きしなければならない。

第11条 納入告知書、収入調書、収入集計表、支出調書の様式は別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

長崎県医師国民健康保険組合 関係文書取扱規則

昭和39年10月 1日 一部改正

第1条 長崎県医師国民健康保険組合の国民健康保険関係の文書は下記の区分によってこれを保存する。

ただし、第3種に属する文書で軽易なものは、保存期間を1年間とすることができる。

第1種 永年 第2種 10年 第3種 3年前項の文書の種別は別表による。

第2条 保存期間は書類の処分の完結、又は帳簿の使用を終った年（会計に関するものについては年度）の翌年（会計に関するものについては翌年度）よりこれを起算する。

第3条 完結文書は、その文書の属する年ごと（会計に関するものについては年度ごと）にその種別に従い簿冊に編纂し、これに索引を付けなければならない。

ただし、各簿冊は適宜これを分合することができる。

第4条 編纂を終った簿冊は、簿冊台帳に登載の上、一定の箇所に収蔵しなければならない。

2. 前項の簿冊の表紙には、その保存期間及び簿冊登載番号を記載して置かななければならない。

第5条 保存期間が満了した文書で、なお保存の必要があるものは、更に相当の期間を定めてこれを保存しなければならない。

第6条 索引及び簿冊台帳の様式は別にこれを定める。

別 表

- 第1種 保険者の成立分割及び合併に関する書類
条例規約又は規則の変更及び諸規則の制定に関する書類
書類会議録
事業報告及び決算並びに財産目録
その他永年保存の必要があると認めた書類及び帳簿
- 第2種 理事長及び理事の選任に関する書類
職員の身分、進退等に関する書類
組合会議員に関する書類
組合会及び理事の専決処分並びに知事の指揮による処分案に関する書類
収入支出に関する書類
準備金その他重要な財産の処分に関する書類
組合の起債に関する書類
歳入簿、歳出簿及び現金出納簿
収入原簿
収入支出に関する証憑書類
療養費の支給等に関する書類
国庫補助金交付申請書類
その他10年間保存の必要があると認めた書類及び帳簿
- 第3種 第1種及び第2種に属しない書類及び帳簿

附 則

(施行期日)

- この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

長崎県医師国民健康保険組合 理事及び監事選挙規則

昭和39年10月 1日 一部改正

昭和45年 2月28日 同

昭和49年 2月11日 同

平成元年 2月21日 同

平成25年 7月27日 同

第1条 理事及び監事の選挙は法令及び規約に規定するもののほかは、この規則による。

第2条 理事長は選挙日の15日前までに投票及び開票の日時、選挙会場並びに選挙すべき理事及び監事の数を各議員に通知しなければならない。

第3条 選挙長は議長を以ってこれにあてる。

2. 選挙長は議員中より2名の選挙立会人を指名する。

第4条 選挙は組合会議員の無記名投票により行う。ただし、委任状による投票は認めない。

2. 議員の同意があったときは、第1項の規定にかかわらず投票を省略し、申し合わせによって他の方法で選出することができる。

第5条 理事及び監事の立候補又は推薦の届出並びに選挙方法は、一般社団法人長崎県医師会定款施行細則（第9条、第10条、第12条）を準用する。（尚会長を理事長に、会員を組合員に、長崎県医師会事務局を長崎県医師国民健康保険組合事務局に読み替える。）

附 則

(施行期日)

- この規則は、昭和37年3月11日から施行する。

長崎県医師国民健康保険組合 保険料算定規則

- 第1条 規約第16条の別に定める前々年分住民税課税標準額とは、市町村長が発行する所得課税証明書に記載された課税標準額とし、医師組合員の前々年分の所得に係る課税標準額とする。
- 第2条 前々年分住民税課税標準額の各ランクの範囲は、別表に定めるとおりとする。
- 第3条 特別な事情のある医師組合員の所得割額については、理事会に於いて規約第16条第1項第一号(2)のランクのいずれかに決定することができる。
- 第4条 医師組合員は、前々年分住民税課税標準額の証明となる書類を提出しなければならない。ただし、「カ」ランクに該当する医師組合員は、提出を要しない。
- 第5条 前条における証明となる書類の提出期限は、毎年12月31日までとする。
- 第6条 前条の提出期限までに提出しない医師組合員の規約第16条第1項第一号(2)の所得割は、「カ」ランクに決定する。
- 第7条 各ランク所得割額の算出方法は、別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表

医師組合員の医療給付費分保険料所得割賦課に係る
前々年分住民税課税標準額のランク表

| ランク | 前々年分住民税課税標準額 |
|-----|-----------------------|
| ア | 300万円未満 |
| イ | 300万円以上 ～ 600万円未満 |
| ウ | 600万円以上 ～ 1,000万円未満 |
| エ | 1,000万円以上 ～ 2,500万円未満 |
| オ | 2,500万円以上 ～ 5,000万円未満 |
| カ | 5,000万円以上 |

長崎県医師国民健康保険組合 運営内規

長崎県医師会々員及び組合員の世帯に属する者で加入の届出を怠った場合の取扱いは、次のとおりとする。

- 長崎県医師会々員(会員の世帯に属する者を含む)で、国民健康保険法第6条各号のいずれにも該当しなくなった日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなった日から起算して加入申込書を提出した期日までの期間が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当する金額を加入金として徴収するものとする。
 - 6ヵ月未満の場合
該当月分の保険料に相当する金額
 - 2年未満の場合
過去6ヵ月分の保険料に相当する金額
 - 2年以上の場合
過去1ヵ年分の保険料に相当する金額保険料に相当する金額とは組合規約第16条による。

- 組合員の世帯に属する者で組合員の世帯に属する者となった日、又は国民健康保険法第6条各号のいずれにも該当しなくなった日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなった日から起算して資格取得届を受付けた期日までの期間が、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料遡及の適用期限とその者の資格取得年月日並びに保険給付の取扱い。
 - 届出を怠った場合の期間が
 - 6ヵ月未満の場合
事由発生年月日とする
 - 2年未満の場合
資格取得届を受付けた日より6ヵ月遡及徴収
 - 2年以上の場合
資格取得届を受付けた日より1ヵ年遡及徴収
 - 資格取得日は遡及した日とする。
 - 保険給付を受けられるのは、資格取得届を受付けた日よりとする。

附 則

(施行期日)

- この内規は、昭和48年4月1日から施行する。

長崎県医師国民健康保険組合 組合員資格に関する判定基準

(目的)

第1条 この基準は、長崎県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）規約第6条第2項の規定に基づき、当組合の組合員が従事する医療及び福祉の事業又は業務の種類を定めることを目的とする。

(組合員の事業又は業務の種類)

第2条 組合員が従事する事業又は業務の種類は、次に掲げるものとする。

- 一. 医療機関又は福祉施設を開設又は管理する医師
- 二. 医療機関又は福祉施設に勤務する医師
- 三. 組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
- 四. 上記一及び二に該当しないが、医師等の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
 - ① 医師、看護師、介護士等を育成する教育機関等の教師（講師）
 - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
 - ③ 学校医、産業医、警察医、嘱託医（児童福祉施設）、園医、検案業務に携わる者、代務診療を行う者
 - ④ 公衆衛生活動に携わる者、検査・健診業務に携わる者及び救急救命の業務に携わる者
 - ⑤ 研究機関等において医学、医療、福祉に関する調査・研究・教育を行う者
 - ⑥ 医師会・国民健康保険組合等、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等
 - ⑦ 国又は地方自治体(公的団体を含む。)の所管している外部審議会等の委員
 - ⑧ その他医師会等の事業又は業務に携わる者

(資格確認)

第3条 組合は、組合員が前条に該当する事業又は業務に従事している者であることの資格確認を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1. この基準は、平成25年4月1日から施行する。